

同 木 谷 太 郎  
同 各 務 武 希

東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

被 告 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
同代表者代表取締役 鈴木 久 仁  
同訴訟代理人弁護士 板 東 司 朗  
同 山 口 浩 平  
同 小 松 淳 一  
主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告石川皖一（以下「被告皖一」という。）は、原告に対し、平成22年4月15日相続を原因とする別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」という。）の所有権移転登記手続をせよ。
- (2) 被告皖一、同石川道雄（以下「被告道雄」という。）、同石川富士男（以下「被告富士男」といい、以下、被告皖一、同道雄と併せて「被告相続人ら」という。）及び被告株式会社栃木銀行（以下「被告栃銀」という。）は、原告に対し、連帯して50万7923円及びこれに対する平成23年2月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告相続人ら及び同株式会社ゆうちょ銀行（以下「被告ゆうちょ」という。）は、原告に対し、連帯して60万0236円及びこれに対する平成23年2月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 被告相続人ら及び同あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「被告あ

いおい」という。)は、原告に対し、連帯して48万5900円及びこれに対する平成23年2月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 被告相続人らは、市村つま名義の貯金(定額郵便貯金(記号番号40760-6180377)),以下「本件市村貯金」という。)が全額原告に帰属することを確認する。

(6) 被告栃銀は、石川絹枝(以下「絹枝」という。)が同被告に預けていた預金資産計50万7923円を被告相続人らに違法に引き出させ、被告相続人らに隠匿させたことを確認する。

(7) 被告ゆうちょは、絹枝が同被告に預けていた預金資産計60万0236円を被告相続人らに絹枝の身分を偽らせてすべて違法に引き出させ、被告相続人らに隠匿させたことを確認する。

(8) 被告あいおいは、絹枝が同被告に積み立てていた損害保険金の還付金48万5900円を被告相続人らと組み、違法に引き出させ、被告相続人らに隠匿させたことを確認する。

(9) 訴訟費用は被告らの負担とする。

(10) (2)ないし(4)につき仮執行宣言

## 2 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

## 第2 当事者の主張

### 1 請求原因

(1) 絹枝は、平成22年4月15日死亡し、原告、被告相続人らはいずれも絹枝の子である。

(2) 絹枝は、本件不動産を所有していたが、被告皖一は自己名義に所有権移転登記をした。

(3) 被告栃銀関係

- ① 被告相続人らは、共謀して、被告皖一の妻石川孝子（以下「孝子」という。）に以下の絹枝名義の預金（栃銀大田原支店、以下「本件絹枝栃銀預金」という。）から合計50万7923円を違法に引き出させた。

ア 平成22年4月15日

定期預金 口座番号1926032 25万0014円

イ 同日

普通預金 口座番号1926031 22万3424円

ウ 同月30日

普通預金 口座番号1926031 3万4485円

- ② 被告栃銀は、上記①の引き出しが、孝子が絹枝を装って、偽造の預金引出書等を使用し、権限がないものであることを認識していた。

(4) 被告ゆうちょ関係

- ① 被告相続人らは、共謀して、絹枝名義の被告ゆうちょの貯金（記号番号10770-3582061、以下「本件絹枝ゆうちょ貯金」という。）から以下のとおり合計60万0236円を違法に引き出した。

ア 平成22年4月15日 49万円

イ 同月16日 11万円

ウ 同月26日 236円

- ② 被告ゆうちょは、上記①の引き出しが、偽造の貯金引出書等が使用され、権限なくなされたものであることを認識していた。

- ③ 被告相続人らは、本件市村貯金を共謀して引き出そうとしていた。

(5) 被告あいおい関係

- ① 被告相続人らは、絹枝が被告あいおいとの間で締結していた積立スタンダード傷害保険（証券番号第8247-59100号、以下「本件保険」という。）につき、被告相続人らの親族に違法に解約手続をさせ、被告皖一において同保険の解約返戻金48万5900円を受け取った。

- ② 被告あいおいは、本件保険の解約手続につき、被告皖一と同富士男両名による「相続手続きに関する同意書」の添付を受けて行った。
- (6) 被告相続人らは、共謀して絹枝の相続財産の窃取を行っているから、絹枝の財産につき相続する権利を喪失した。
- (7) よって、原告は、被告皖一に対し、本件不動産の所有権に基づく返還請求権として所有権移転登記手続を求めるとともに、被告らに対し、同人らが共同して絹枝の相続財産を違法に窃取するという不法行為に基づき、原告に生じた損害の賠償を求め、被告相続人らに対し、本件市村貯金が全額原告に帰属することの確認を、被告栃銀、同ゆうちょ、同あいおいに対し、被告相続人らに絹枝の相続財産を隠匿させるという違法行為をしたことの確認を求める。

## 2 請求原因に対する認否

### (1) 被告皖一

① 請求原因(1)、(2)の事実は認める。

② 同(3)の事実について

ア 同①について

孝子が本件絹枝栃銀預金から原告主張の金員を引き出したことは認めるが、その余は否認する。被告皖一は、絹枝の葬儀費用や入院費用を用意するため、同人名義の預貯金や保険解約金を受領したものであり、残金があれば相続人間で遺産分割協議がまとまるまで保管する予定であった。

イ 同②は知らないし争う。

③ 同(4)の事実について

ア 同①について

被告皖一が本件絹枝ゆうちょ貯金から引き出した金員を受領したことは認めるが、その余は否認する。引き出した事情は上記②アのとおりである。

イ 同②は知らないし争う。

ウ 同③について

本件市村貯金が存在することは認め、その余は否認ないし不知。

本件市村貯金は、絹枝が引き出そうとしていたものであり、同人の死後は、原告及び被告相続人らで分割の協議をしていた。

④ 同(5)の事実について

ア 同①について

本件保険を解約したことは認め、違法に解約したとの点は否認する。

本件保険を解約した事情は上記②アのとおりである。

イ 同②は認める。

⑤ 同(6)は争う。

(2) 被告道雄

① 請求原因(1)の事実は認める。

② 同(3), (4)①②の事実は不知。

③ 同(4)③のうち本件市村貯金が存在することは認め、その余の事実は否認ないし不知。

④ 同(5)の事実は不知。

⑤ 同(6)は争う。

(3) 被告富士男

① 請求原因(1)の事実は認める。

② 同(3)ないし(5)の事実は不知。

③ 同(6)は争う。

(4) 被告栃銀

① 請求原因(1)の事実のうち、絹枝が平成22年4月15日に死亡したことは認め、その余は不知。

② 同(3)①のうち、孝子が本件絹枝栃銀預金を引き出したことは認めるが、

その余は不知。

③ 同(3)②は否認する。

被告栃銀は、平成22年6月8日、原告から絹枝が同年4月15日に死亡した事実を聞き、この時点で同人の死亡を知るに至った。

(5) 被告ゆうちょ

① 請求原因(1)の事実は認める。

② 同(4)①のうち、被告皖一が本件絹枝ゆうちょ貯金を引き出したことは認めるが、その余は否認する。

③ 同(4)②の事実は否認する。

(6) 被告あいおい

① 請求原因(1)の事実のうち、絹枝が平成22年4月15日に死亡したことは認め、その余は不知。

② 同(5)①の事実のうち、本件保険が解約されて、解約返戻金48万5900円が被告皖一の口座に振込送金されたことは認め、その余は不知。

③ 同(5)②の事実は認める。被告あいおいが、このような方法により返戻金を支払うのは、返戻金が比較的少額の場合に限られ、かかる場合には相続人間に争いがあることも比較的少なく、相続人全員の署名・押印の取り付けを求めるよりも、相続人の一部の者の署名・押印のみで簡易・迅速に返戻金を支払うことが望ましいと考えられるからである。

3 抗弁（請求原因(2)に関して）

被告皖一は、平成21年2月2日作成の遺言公正証書（以下「本件遺言公正証書」という。）により、絹枝の所有する全ての不動産を相続し、これにより本件不動産につき所有権移転登記を行ったものである。

4 抗弁に対する認否

争う。被告皖一が本件遺言公正証書により本件不動産を相続する場合、不動産評価額が遺産総額の4分の1を超えるときは、超えた金額を他の相続人に支

払うべきである。

## 理 由

### 1 被告皖一に対する本件不動産の所有権移転登記請求について

- (1) 同請求にかかる請求原因(1)(2)の事実は当事者間に争いが無い。
- (2) 同請求原因にかかる抗弁事実は、証拠（乙A1）により認められる。なお、原告は、本件不動産の評価額が絹枝の遺産総額の4分の1（被告皖一の相続分）を超える場合には、超えた額を他の相続人に支払うべきであると主張するが、被告皖一にかかる金員支払義務があったとしても、被告皖一への本件不動産の所有権移転に消長をきたすものではない。
- (3) よって、原告の被告皖一に対する本件不動産の所有権移転登記請求は認められない。

### 2 被告皖一に対するその余の請求について

- (1) 請求原因(1)の事実は当事者間に争いが無い。
- (2) 同(3)①，同(4)①，同(5)①，同(6)の事実について
  - ① 被告皖一が、本件絹枝栃銀預金及び本件絹枝ゆうちょ貯金から引き出された金員及び本件保険の解約返戻金48万5900円を受領していることは当事者間に争いが無い。
  - ② 被告皖一は、上記①で受領した金員を絹枝の遺産分割の対象とすることを認めており、被告皖一がかかる金員を窃取した事実を認めるに足る証拠はない。
  - ③ よって、被告皖一が本件絹枝栃銀預金、本件絹枝ゆうちょ貯金、本件保険を窃取したとの原告の主張は認められない。
- (3) 同(4)③，同(6)の事実について
  - ① 被告皖一が本件市村貯金を引き出そうとした事実はこれを認めるに足る証拠はない。
  - ② また、原告は、被告皖一が絹枝の相続財産の窃取を行っているから、被告

皖一は絹枝の財産につき相続する権利を喪失したと主張するが、被告皖一が絹枝の相続財産を窃取した事実を認めるに足る証拠はない。

③ 原告は、本件市村貯金につき、自己の相続分の範囲で権利を有していると解されるが、本件において、被告皖一を含む被告相続人らが絹枝の財産を相続する権利を喪失したことを前提に、本件市村貯金の全てが自己に帰属することの確認を求めていることから、これを全部棄却することとする。

3 被告道雄，同富士男，同栃銀，同ゆうちょ，同あいおいに対する請求について

(1) 本件において、原告は、被告らが共謀して絹枝の財産を窃取する違法行為を行ったことを前提に不法行為に基づく損害賠償及び違法行為の確認を求めているものと解される。

(2) そして、原告の主張によれば、違法行為の中心にいるのは被告皖一であり、他の被告らは、被告皖一と共謀して絹枝の相続財産の窃取を行ったと主張している。

この点、上記2で認定したとおり、被告皖一による絹枝の相続財産の窃取の事実は認められないから、被告皖一と共謀して他の被告らが違法行為を行ったとの原告の主張も認められないことになる。

4 石川美都江（以下「参加申出人」という。）の訴訟参加について

(1) 参加申出人は、被告らが被告皖一の妻孝子による絹枝の相続財産の窃取が正当な相続財産の入手と主張しているので、それならば原告の妻である参加申出人にも孝子と同額の相続権があるから、相続財産取得の権利を持ち、訴訟参加するという。

(2) 参加の趣旨は、明らかではないが、自己に財産給付を求めるものとして、共同訴訟参加と考えられる。

本件において、共同訴訟参加の趣旨も明示されておらず、印紙の貼付その他の手続も行っていないこと、そもそも原告は、孝子の行為が刑法上の犯罪にあたることを主張しているところ、原告の妻である参加申出人が原告が犯罪行為と評

する行為が適法であることを前提に本件訴訟に共同訴訟参加して訴訟を進行することも適当ではないというべきである。

よって、参加申出人の参加申出を却下することとする。

- 5 以上により、原告の請求は理由がないので棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所大田原支部

裁 判 官 影 浦 直 人

(別 紙)

物 件 目 録

- |   |      |                  |
|---|------|------------------|
| 1 | 所 在  | 那須塩原市東栄二丁目       |
|   | 地 番  | 38番2             |
|   | 地 目  | 畑                |
|   | 地 積  | 185平方メートル        |
| 2 | 所 在  | 那須塩原市東栄二丁目       |
|   | 地 番  | 38番28            |
|   | 地 目  | 原野               |
|   | 地 積  | 73平方メートル         |
| 3 | 所 在  | 那須塩原市東栄二丁目       |
|   | 地 番  | 737番2            |
|   | 地 目  | 原野               |
|   | 地 積  | 46平方メートル         |
| 4 | 所 在  | 那須塩原市東栄二丁目 38番地2 |
|   | 家屋番号 | 38番2             |
|   | 種 類  | 居宅               |
|   | 構 造  | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建    |
|   | 床面積  | 51.03平方メートル      |

以 上

これは正本である。

平成23年11月29日

宇都宮地方裁判所大田原支部

裁判所書記官 鷺津真一



平成23年11月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 鷺津真一

平成23年(ワ)第35号 相続権確認他請求事件

口頭弁論終結日 平成23年10月20日

判 決

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

原 告 石 川 博

栃木県大田原市下石上1796-40

被 告 石 川 皖 一

49E 57TH AVE VANCOUVER BC V5X1S3 C  
ANADA

被 告 石 川 道 雄

東京都青梅市友田町1-881-5

被 告 石 川 富 士 男

宇都宮市西二丁目1番18号

被 告 株 式 会 社 栃 木 銀 行

同代表者代表取締役 菊 池 康 雄

同訴訟代理人弁護士 洪 川 孝 夫

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

被 告 株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行

同代表者代表執行役 井 澤 孝 幸

同訴訟代理人弁護士 篠 連

同 渡 邊 洋 一 郎

同 古 川 晴 雄

同 石 川 哲 夫

同 鈴 木 み き

同 奥 原 玲 子